

# 田川地域水道事業の統合の取組み

## 田川広域水道企業団 経営企画課

田川広域水道企業団は、田川市・川崎町・糸田町・福智町の1市3町で構成され、地域の水道事業を担っている。「月が出た出た月が出た……」で有名な炭坑節の発祥の地である田川地域は、かつて日本の近代化を支えた国内有数の産炭地として栄えていた。炭鉱閉山後から産業構造の転換を図り、現在は、各市町において豊かな自然・歴史・文化を生かしたまちづくりを行っている。

構成市町の水道事業は、全国的な課題と同様に、人口減少に伴う水道料金収入の減少、施設の老朽化による更新需要の増大により経営環境は厳しさを増していた。こうした状況を踏まえ、2023年4月に1市3町の水道事業を統合し料金統一を行った。

### 1 はじめに

田川広域水道企業団は、田川市、川崎町、糸田町、福智町の1市3町を構成団体とする一部事務組合である。

構成団体1市3町は、福岡県の北東部に位置し、面積は約140km<sup>2</sup>、人口は、約9万人。三方を山で囲まれた田川盆地に位置し、福岡市・北九州市の両都市圏とは、車で1時間程度の距離にある。

当企業団は、1989年に福岡県営の伊良原ダム建設事業に参画する目的で、当時の1市4町（市町村合併により現在は前述の1市3町）により田川地区水道企業団（水道用水供給事業）として設立された。

2019年4月、名称を田川広域水道企業団とし、田川地区水道企業団の水道用水供給事業と構成団体1市3町の水道事業の経営の一体化を行い、2023年4月に用水供給事業と1市3町の水道事業を廃止。田川広域水道企業団水道事業として、水道水の供給を開始した。

本稿では、当企業団の水道用水供給事業と1市3町の水道事業との事業統合の取組みと、水道料金の統一について紹介する。

### 2 事業統合の取組み

#### (1) 背景

当企業団を構成する1市3町の水道事業は、全国的な課題と同様に、人口減少に伴う水道料金収入の減少、高度経済成長期に整備された水道施設・管路の老朽化、耐震性能不足による更新需要の増大等により経営がより一層厳しくなる状況にあった。また、保有施設は、需要最大期の施設能力を維持したままになっていることから、人口減少に伴う将来の水需要に適した効率性、経済性を高める施設へ再構築を行う必要があった。しかしながら、これらの課題を解決するには、多額の更新費用が発生し、独立採算を原則とする水道事業では、経営状況が悪化した場合、大幅な水道料金の値上げが避けられず、住民負担の増加につながる事となる。

一方、2004年に総務省から地方公営企業の経営状況が厳しいことを踏まえ、改めて地方公営企業全般について総点検（「地方公営企業の総点検」）が要請された。また、同年、厚生労働省から「水道ビジョン」が発表され、経営基盤強化のための水道事業の広域的な取組みとして、従来行われてきた施設の一体化による広域化に加え、経営及び管理の一体

化などを含めた「新たな概念の水道広域化の推進」が示された。

このような田川地域の水道事業の状況や国の動向を踏まえ、課題解決に向けた手法を検討する必要性が生じたことから、抜本的な対応手法として水道事業の広域化の調査研究をスタートした。

## (2) 事業統合の取組みの経緯

事業統合の主な取組みを時系列で整理すると、(表1)のとおりである。

表1 事業統合の主な取組みの時系列

平成元年9月	田川地区水道企業団設立 (県営伊良原ダムを水源とした用水供給事業を展開)
平成20年8月	田川地域水道改革推進会議を設置 (広域化の検討スタート)
平成23年1月	「田川地域水道事業の統合化基本構想」策定
平成28年4月	統合準備室を設置
平成30年3月	「田川地域水道事業の統合に関する覚書」締結
平成30年4月	統合準備室を統合推進室へ改組
平成30年10月	「田川地域水道事業の統合に関する協定書」締結
平成31年4月	田川広域水道企業団設立 (用水供給事業と1市3町水道事業の経営を一体化、田川地区水道企業団から名称変更)
令和4年11月	企業団議会定例会において、統一新料金について条例可決
令和5年4月	事業統合及び料金統一

出典：筆者

具体的な取組みとして、まず、2008年8月に1市3町水道事業及び企業団の職員を中心に田川地域水道改革推進会議を設置し、広域化の検討をスタートした。

約2年余り検討を重ね、2011年1月、水道事業の諸課題に対する解決策として事業統合が有効な方策であるとする「田川地域水道事業の統合化基本構想」が職員によりとりまとめられた。これにより施設面と財政面の両面において統合のメリットが確認されたことから、さらに調査研究を進めることについて構成団体首長間の合意がなされた。

その後、後述する事業統合に伴う合意形成の取組みを経て、2018年の各構成団体の9月定例議会において、統合の意思決定となる「田川広域水道企業団規約」の議決がなされ、同年10月に構成団体首長間で「田川地域水道事業の統合に関する協定書」

が締結された。

同協定書に基づき、2019年4月に経営を一体化し、国の交付金を活用した事務関係システムの統合と水道施設の統廃合(広域化事業)、老朽管路の更新等(運営基盤強化等事業)に着手し、国県等の認可等の手続きを経て、2023年4月、事業統合と料金統一を行った。

なお、2019年4月の経営の一体化の時点では、水道事業は、各市町の経営(水道課)から企業団の経営(各市町水道事務所)へ変更されたものの、水道料金をはじめ職員の配置や事務所の所在地はそのまま継続され、住民にとって大きな変更はなかった。

2023年4月の事業統合では、料金窓口業務(料金徴収・検針業務等)を民間業務委託し、1市3町に料金窓口を設置するとともに、各水道事務所を廃止し、職員は田川市庁舎(別館)に集約された。(図1)

## (3) 事業統合に伴う合意形成

2016年4月に旧企業団内に統合準備室を設置するとともに、構成団体の水道部局と企業団の部課長による統合準備会を設置し、統合の可否を判断するための資料の作成に着手した。(総務省から策定の要請があった「経営戦略」を活用。)

「統合しない場合の構成団体1市3町水道事業と用水供給事業の5種類の経営戦略」と「統合した場合の経営戦略」の計6種類の経営戦略を策定し、その資料をもとに「統合しない場合」と「統合する場合」の供給単価の将来推計を行うなどの比較検討資料を作成した。

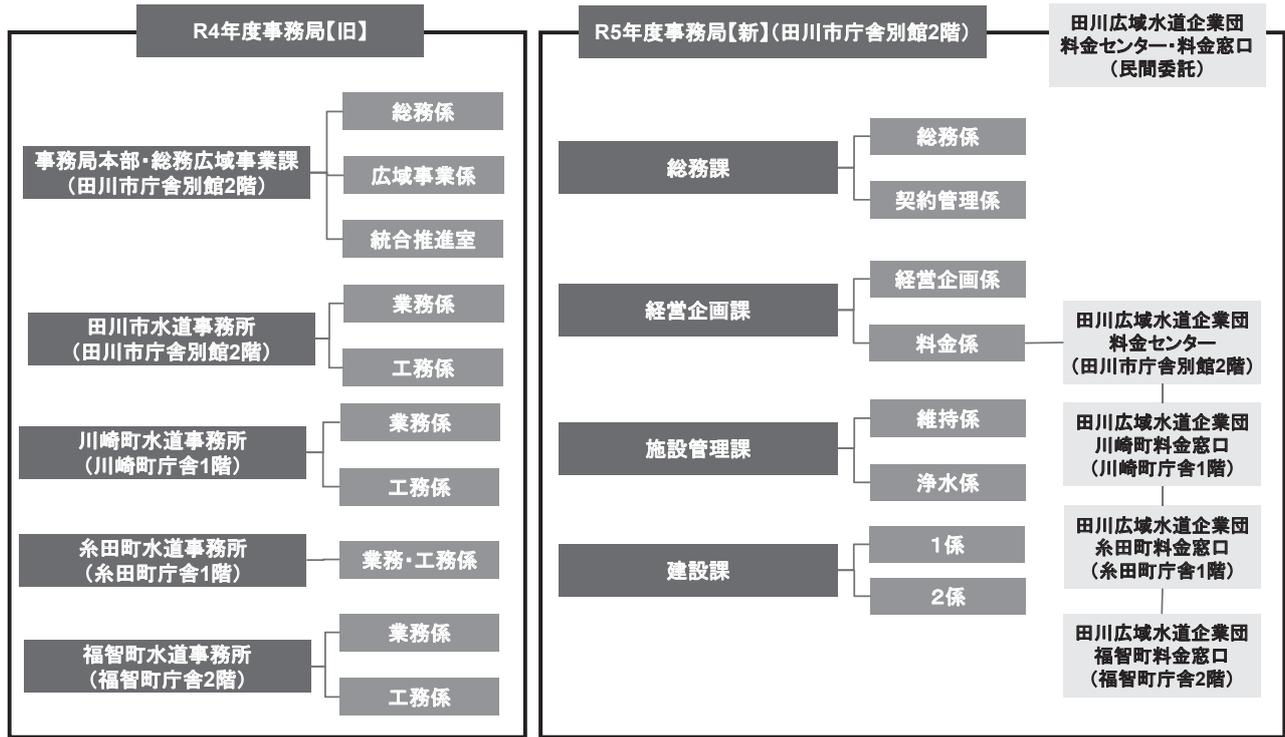
作成した資料の供給単価の将来推計(図2)では、全団体とも統合しない場合より統合した場合の方が単価の上昇の抑制がなされるものの、4団体の中で最も給水人口の多い田川市のみ値上がりし、他3町は値下がりするという結果となった。

そのため、統一後の水道料金が現行料金より値上がりする場合には、従前の水道料金を適用することとする5年間の経過措置を設けることとし、その旨を統合の協定書に盛り込んだ。

事業統合の決定にあたっては、4団体の中で最も規模の大きい田川市議会において、統合に慎重な意見があり、審議に多くの時間を要した。

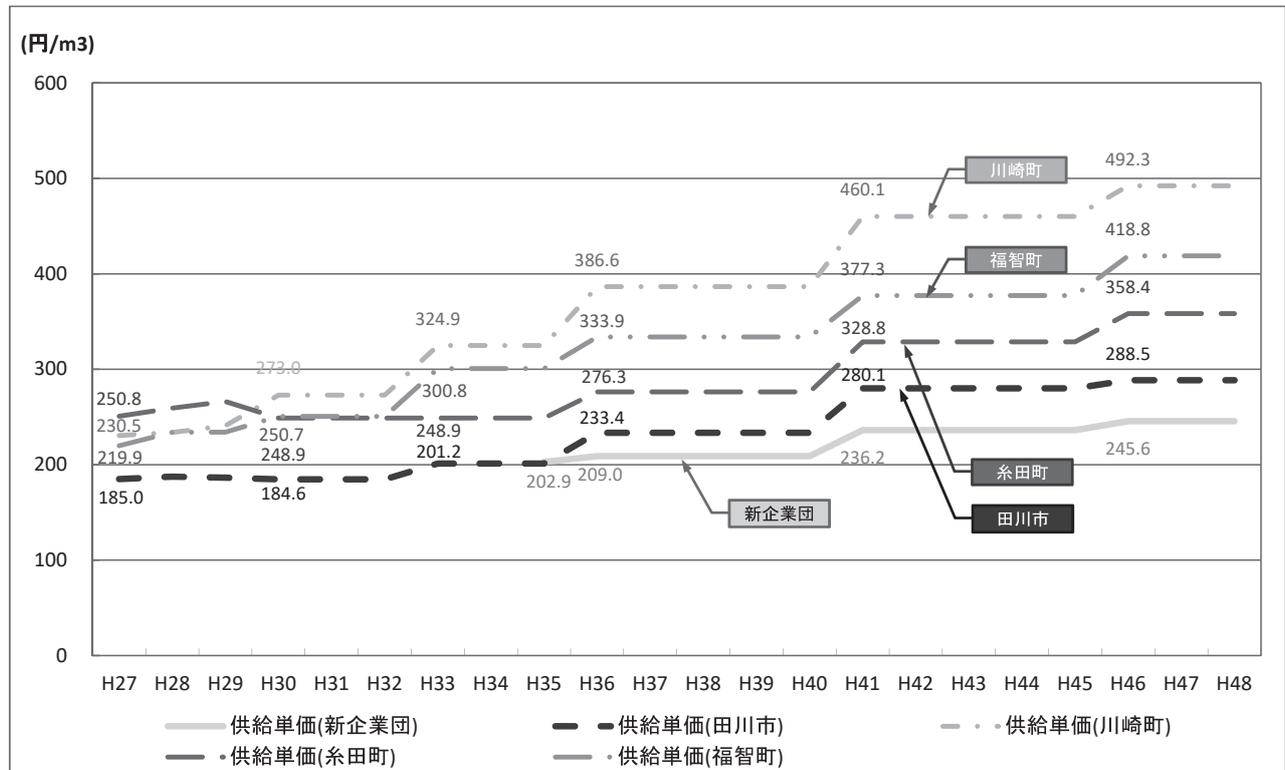
当初、2017年度の田川市議会の所管委員会で統

図1 新旧組織体系図



出典：筆者

図2 事業統合の有無による供給単価の将来推計結果



※新企業団の供給単価は1市3町の加重平均を記載

出典：田川地域水道事業経営戦略策定業務報告書 p.6-28

合に関する審議が行われたが、1市3町の水道事業において①現行の水道料金②手持ち資金③管路の耐震化率や経年化率にばらつきがあることなどから、結論が出ず、同年12月に、調査特別委員会が設置され、その中で審議が行われた。

調査特別委員会は、2017年12月から2018年6月までの間に計13回開催され、いくつかの提言が行われた。

主な内容は、田川市が行ってきた水道事業への投資を無駄にすることなく、かつ、将来的に不利益を被ることがないようにすべきであるという観点から、各種指標や納付意識の格差、統合に向けた住民説明の在り方などについての提言が行われた。

これらの提言について、当時の田川市水道局が、給水人口割による事業量の公平な配分を基本とした事業の実施を行うことや経営統合までに滞納整理を進めるよう協議の中で求めていくこと、また住民の理解については、統合決定後に田川市の住民に対して全8か所の中学校区ごとに説明会を実施予定であることなどの説明を真摯に行うことにより、最終的に議会の理解を得ることができた。

(4) 事業統合に伴う主要施設の基本方針

事業統合に伴い、主要施設については、適正規模としたうえで新浄水場を建設し、既存施設の統廃合による拠点施設の縮減を図ることとしている(図3)。

浄水場については、既存系の大内田浄水場と新系

の新浄水場の二つの浄水場に集約することとした。

新浄水場の水源は、規模の大きな4つの既存水源を活用し取水量の安定化を図り、また、緊急時の対応として、二つの浄水場を連絡管でつなぎ、バックアップ体制を確保することとした。

この結果、取水施設が15か所から5か所、浄水場は11か所から2か所、調整池は1か所から2か所、配水池が36か所から27か所に集約化され、施設全体として約43%の施設数の削減となり、大幅な統廃合となることから、効率的な水道事業の運営を行うことができるものと考えている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大やウクライナ情勢の影響等により、新浄水場の完成が当初の予定より4年延期され、2026年度となった。

また、組織の一元化は予定どおり行ったが、施設の統廃合が遅れたことから、経営の効率化の効果は、現時点で限定的となっている。

3 水道料金統一の取組み

(1) 事務関係システム及びネットワークの統合・構築

2019年度に、ハード面の整備として、国の交付金(広域化事業)を活用した、水道料金システムを含む事務関係システムの統合・構築作業を行い、2020年4月から新システムの運用を開始した。

水道料金システムは、2023年3月までは従前の水道料金体系(4市町別)を維持し、2023年4月から経過措置を含む新料金体系に一本化できるシステムを構築した。また、当時、田川市が所有していたデータセンターに新システムの統合サーバを設置し、1市3町の水道事務所と本部事務所の5か所を新たにネットワークで結ぶ仕組みを構築するなどの取組みを行った。

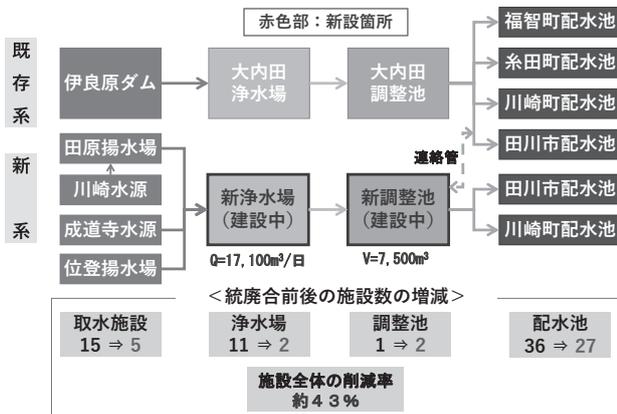
(2) 料金統一に向けた取組みスケジュール

2023年4月の水道料金の統一に向けた作業スケジュールは(表2)のとおりである。

2020年度から、2023年4月の水道料金の統一に向けた事務作業に着手した。(公財)日本水道協会の「水道料金改定業務の手引き」を参考に、料金統一までの3年を前半と後半に分け、前半を水道料金算定の基礎資料となる水道事業ビジョン(経営戦

図3 事業統合に伴う主要施設の基本方針

○統廃合後の施設フロー



出典：筆者

表2 料金統一の作業スケジュール

令和2年7月	水道料金改定計画策定業務委託業者の選定 (公募型プロポーザル) 水道事業ビジョン(経営戦略改定含む)作成着手
令和3年1月	水道事業ビジョン等策定委員会設置、 第1回開催(令和4年10月第9回で終了)
令和3年8月～	水道料金等審議会設置、第1回開催
令和4年5月	水道料金等審議会終了(計5回)
令和4年7月	水道料金等審議会答申
令和4年11月	水道料金改定関係条例企業団議会にて可決
令和5年1月から 2月	住民説明会等実施
令和5年4月	事業統合及び料金統一

出典：筆者

略改定含む)の策定、後半を料金算定と関係条例の改正・住民説明にあてるスケジュールを組み作業を進めた。

期間が3年間と限定されていたことから、作業を効率的に進めるため水道事業ビジョン(経営戦略含む)の策定と料金算定業務を一本化して業務委託を行った。一本化することにより、経営戦略(投資財政計画)と料金算定の作業が連動し、数値の整合をタイムラグなく行うことができた。

### (3) 水道料金等審議会の設置と料金決定までの取り組み

水道料金等審議会は、学識経験者2名と各市町の首長が選任する住民代表5名、計7名により構成された。ビジョン等策定委員会と料金等審議会には、福岡県の水道事業担当課と公営企業担当課にオブザーバーとしてご参加いただいた。

今回の料金統一で苦勞した点の一つは、4団体別々の料金体系を統一する作業であった。また、料金決定においては、最も給水人口の多い田川市の水道料金が上昇することになり、その負担感の増に配慮する必要があった。

2022年7月の答申では、料金水準(改定率)については、「11%の上方改定」が妥当であること、料金体系については、近年、地方公共団体においては、用途別料金体系から口径別料金体系へ移行する傾向にあることから、用途別料金体系から口径別料金体系へ統一することが妥当であることなどが答申された。また、料金体系については、大口径の使用

者には負担を求めざるを得ないものの、小口径の使用にも一定の負担を求めるような料金体系にすることが妥当であるとの結論から、事務局より最終的に提示された料金体系案のうち、もっとも大口径使用者の負担が少ない案が望ましいとの意見が示された。

上記の答申を受け作成した料金関係条例を企業団議会の2022年11月定例会に上程し、原案どおり可決された。

料金の決定を踏まえ、2023年4月の料金改定までの間に、各市町の状況に応じ、構成市町議会議員や区長会、住民への説明会などを実施した。

特に、4団体唯一の供給単価の上昇改定となる田川市については、住民説明会を中学校区単位(8か所)で実施し、住民の理解を得られるよう努めた。

### (4) 統一新料金について

水道料金等審議会の答申内容を踏まえ統一した新料金が(図4)のとおりである。新旧料金比較にあるとおり口径13mm、月20m<sup>3</sup>使用時において、田川市が現状より11.7%の値上げ、他3町は0.4%～8.0%の値下げとなっている。

なお、新料金が従前の料金を上回る場合は、5年間の経過措置を設け、料金を据え置くこととしている。

## 4 おわりに

全国的な課題でもある、人口減少による料金収入の減少や水道施設・管路の老朽化に伴う更新費用等の増大による経営環境の悪化、技術の継承をはじめとした人材の確保・育成に対する取組みは、特に当企業団のような中小規模の水道事業者では、喫緊の課題であると強く感じている。当企業団の事業統合の取組は、これらの課題への対応の第一歩であると考えている。

今後は、さらに研鑽を重ね、経営の効率化と水道基盤強化に向け引き続き取組みを行っていきたい。

図 4 統一新料金

【新料金表】 (1か月あたり・税抜)

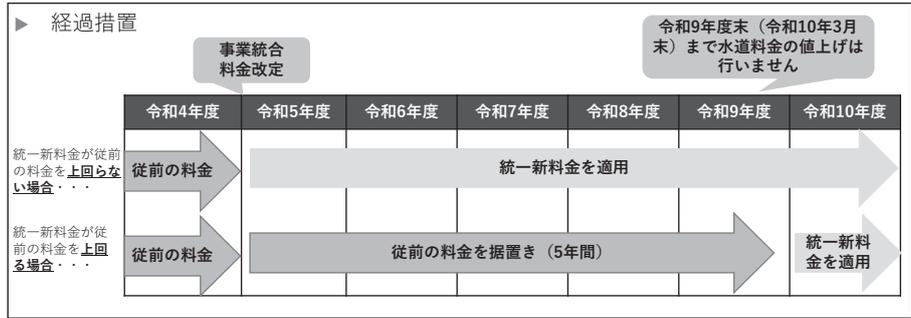
用途	口径	基本水量	基本料金	従量料金
一般用	13mm	8m <sup>3</sup>	970円	257円
	20mm		1,030円	
	25mm		1,090円	
	30mm		2,880円	
	40mm		5,010円	
	50mm		7,760円	
	75mm		17,260円	
	100mm		29,900円	
	150mm	企業長の定める額		
湯屋用A (一般公衆浴場)	—	100m <sup>3</sup>	7,750円	120円
湯屋用B (その他の公衆浴場)	—		12,247円	243円
公営ごみ処理施設用 (大任町地内に限る)	—	8m <sup>3</sup>	56,840円	257円

【新旧料金比較】

(口径13mm、1か月あたりの使用水量20m<sup>3</sup>の場合・税抜)

	令和4年度	令和5年度	改定率
田川市	3,630円	4,054円	11.7%
川崎町	4,382円		△7.5%
糸田町	4,405円		△8.0%
福智町	4,069円		△0.4%

統一新料金が従前の料金を上回る場合は、5年間は経過措置を設け、料金を据え置くこととしています。



出典：筆者